

戦没者等のご遺族に対する第十回特別弔慰金の支給について

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。平成30年4月2日までに、ご請求ください。

■ 支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■ 支給内容 額面 25万円、5年償還の記名国債

■ 請求期間 平成30年4月2日(月)まで

（請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

■ 請求窓口 東通村税務住民課 住民グループ

※請求手続きなど詳しくは、☎27-2111（内線162）までお問い合わせください。

下北ジオパークサポーター会員募集！！



下北ジオパークサポーターの会とは

下北ジオパークは地質、自然、人々の営み、信仰、文化の継承、郷土料理、どれをとっても素晴らしいものがあります。下北ジオパークサポーターの会は、ジオパークを楽しみたい、守りたい、関わりたい方を募集し、みんなで、積極的にジオパーク活動を行っていく場を提供します。

これまで何気なく行ってきた清掃活動も、下北ジオパークを知れば、実は大きな意味があります。みんなで取り組む下北ジオパーク、一緒にやりませんか！！

◆年会費

- 個人 1,000円
- 法人・団体
一口 10,000円

対象 特典

下北ジオパークサポーターの会の趣旨に賛同いただける個人又は団体
ジオパーク関連イベント情報の提供モニターツアーの招待等

※年会費は、活動に伴う経費やオリジナルノベルティ等に使います。

<問合せ先> 下北ジオパークサポーターの会 設立準備委員会 代表 小田桐石材㈱ 小田桐隆夫
☎0175-33-3166 FAX 0175-23-3425

東通村産業振興公社からのお知らせ

村営第2牧場にあります牛糞堆肥を、ハウス、田畑、花、木などにぜひご活用ください。健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業の実践に努めましょう。

また、堆肥の数量に限りがあります。なくなり次第終了させていただきますのでご了承願います。

■日時：平成29年11月12日（日）の1日のみ

■時間：午前（8：30～11：30）、午後（13：00～16：00）

■場所：東通村営第2牧場

■料金：村内の方は無料、村外の方は1㎡当り2,000円となっております。

<問合せ先> 東通村産業振興公社 ☎47-2115